介護予防支援･介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

① 当法人の概要

（1） 運営法人

名　称	社会福祉法人　豊島区社会福祉事業団
代 表 者	理事長　水島　正彦
所 在 地	東京都豊島区西巣鴨2－30－20
電話番号	03（5980）0294

（2） 法人の定款に定めて行っている事業と事業所

特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームアトリエ村 特別養護老人ホーム風かおる里 特別養護老人ホーム菊かおる園
軽費老人ホーム	ケアハウス菊かおる園
老人デイサービスセンター	高齢者在宅サービスセンターアトリエ村 高齢者在宅サービスセンター風かおる里 高齢者在宅サービスセンター菊かおる園 高齢者在宅サービスセンター長崎第二豊寿園
老人短期入所事業	特別養護老人ホームアトリエ村 特別養護老人ホーム風かおる里 特別養護老人ホーム菊かおる園
認知症対応型共同生活援助事業	グループホーム　小菊の家
保育所	豊島区立駒込第三保育園（受託経営） 豊島区立南大塚保育園（受託経営） 西巣鴨さくらそう保育園
地域包括支援センター	アトリエ村地域包括支援センター（受託経営） 菊かおる園地域包括支援センター（受託経営） 東部地域包括支援センター（受託経営）
居宅介護支援事業	風かおる里居宅介護支援事業所 菊かおる園居宅介護支援事業所
生活支援体制整備事業	第 2 層生活支援コーディネーター（受託経営）

② 東部地域包括支援センターについて

地域包括支援センターとは、介護や介護予防、権利擁護などの相談に応じ、高齢者の方やその家族を支援する身近な総合相談窓口です。

（1） 事業所の概要

事業所の名称	東部地域包括支援センター　指定介護予防支援事業所
介護保険指定番号	東京都指定　第1301600118号
所 在 地	東京都豊島区南大塚2－36－2
連 絡 先	電話03（5319）8703　FAX03（5319）8726
開 設 時 間	月曜日～金曜日　午前8時30分～午後6時30分 土曜日　午前8時30分～午後4時30分
休 業 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
事業実施担当地区	駒込1～7丁目、巣鴨1・2丁目、南大塚1～3丁目

（2） 事業所の職員体制

	職 員 数	職 務 内 容
管 理 者	1名	事業所職員と業務の管理
職　員	4名以上	介護予防支援等の提供

（3） 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法令および豊島区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（条例第 14 号）に基づき、要支援と認定された利用者又はサービス・活動事業の事業対象者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメント計画の作成や適切な介護予防サービス等が提供されるための連絡調整などを適正に支援することを目的とします。
運営方針	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
	利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が不当に偏することのないように公正中立な立場で支援します。
	地域の保健、医療、福祉サービス提供事業者との緊密な連携を図り、利用者が総合的なサービスを受けられるよう支援します。

③ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容

（1）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント A

**訪問面接
契約**

利用者宅を訪問し、利用者、家族と面接をし、状態の把握および意向確認をし、介護予防サービス又はサービス・活動事業（以下「サービス」という。）利用の紹介、説明をします。その際、利用者からの希望に応じて複数の介護予防サービス事業者等の紹介を行います。
介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効にサービスを提供するよう努めます。サービス利用にあたり契約を交わします。

⇩

介護予防支援計画書又は介護予防ケアマネジメント計画書原案の作成

利用者が目標とする生活、提供されるサービスの支援目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防支援計画書又は介護予防ケアマネジメント計画書 （以下「計画」という。）原案を作成します。計画原案に位置付けた介護予防サービス事業者等の選定について、利用者から質問があった場合には、選定理由を説明します。

⇩

サービス担当者会議

介護予防サービス事業者等が出席するサービス担当者会議を開催して、計画原案を説明し、サービス利用の目的、内容、費用等を確認し、利用者の同意を受け計画を交付します。

⇩

介護予防サービス等の利用

計画に基づき、介護予防サービス事業者等がサービスを提供します。

⇩

サービス実施状況の把握

少なくとも3か月に1回、または利用者の状況に著しい変化があった時には利用者宅を訪問し面接を行います。それ以外は可能な限り面接、電話等により計画の実施状況を把握します。また、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とします。

○利用者の同意を得ること

○サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること

・利用者の状態が安定していること

・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること

・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

○少なくとも6か月に1回は利用者宅を訪問すること

⇩

**評価
計画の見直し**

計画で設定された目標が達成されたどうか定期的に評価を行ない、必要に応じて計画の見直しをします。

※上記業務の契約以外を居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

※担当職員の交代を希望する場合は、いつでもご相談ください。

※人事異動など事業所の都合により、担当職員が交代する場合があります。

※暫定計画の場合も同様の流れですが、利用契約書については認定確定後に取り交わしをします。

④ 利用料金

（介護予防支援等料金）

第1項　介護予防サービス又はサービス・活動事業の提供開始以降

1ヶ月あたりの介護予防支援等料金は、下記のとおりです。

サービス利用状況に応じて費用が変わります。

費用	サービスの内容
5,038 円	指定介護予防支援費又は介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ費（ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ A）
3,420 円	（初回加算） 最初の利用月だけ加算されます。
3,420 円	（委託連携加算） 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する介護予防支援等を指定居宅介護支援事業所に委託する際に、当該利用者にかかる必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、委託を開始した最初の利用月に加算されます。
該当する上記の合計に 1000 分の 21 を乗じた額	（介護職員処遇改善加算）特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合。

介護予防支援等料金の金額は、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同額です。上記金額に変更があった場合は、金額の増額または多少にかかわらず、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額にしたがって予告なく上記金額を直ちに変更します。

法定代理受領により事業者の介護予防支援等に対し予防給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

（滞納等による支払方法）

第2項　介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合、利用者は事業者に対して当該月分の料金を一旦お支払いいただきます。請求方法は月ごとの清算としますので、所定の用紙により請求書を発行した日から20日以内に豊島区社会福祉事業団指定金融機関にてお支払いください。そのときは、事業者は利用者に対して指定介護予防支援提供証明書を発行いたします。利用者は、滞納等による保険料を納付したうえで、事業者から発行された指定介護予防支援提供証明書を区市町村の担当窓口に提出すると、差額の払戻しを受けることができる場合があります。

（複写物費用の請求）

第3項　利用者がサービス実施記録の複写物の作成を事業者に要求した場合、作成に要する費用として1枚につき10円を事業者は利用者に請求することができます。事業者から請求さ

れたときには、利用者は事業者に直ちにその費用をお支払いいただきます。

⑤ サービスの終了

（1） 利用者の都合でサービスを終了する場合

書面でお申し出下されば、いつでも解約しサービスの提供を終了させていただきます。

（2） 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

① 利用者の介護度が要介護と認定された場合。
（通所 B・訪問 B のみ利用継続の方を除く）
② 利用者が事業対象者（基本チェックリスト該当者）でなくなった場合。
③ 利用者の介護度が非該当になった場合。
④ 利用者が介護保険施設等に入所した場合。
⑤ 利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合。
⑥ 利用者が事業担当地区外に転居した場合。
⑦ 利用者が所在不明となり、1ヶ月以上経過した場合
⑧ 利用者がお亡くなりになった場合。

（3） 事業所からの文書通知により契約を終了する場合

① 利用者、その家族等が、当事業所の職員又は他の利用者その他関係者に対し、故意にハラスメントや暴言・暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき。
② 利用者、その家族等が、当事業所の職員又は他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、も若しくは信用を傷つける恐れがあり、かつ当事業所が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき。
③ 利用者その家族等が、利用者のサービス利用に関する当事業所の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、あるいは全く反応しない等、当事業所の運営を著しく阻害する行為が認められるとき。

⑥ 個人情報の保護

当事業所および担当職員は、介護予防支援等を提供するにあたって知り得た利用者とご家族の個人情報を了解なしに他人に漏らすことはいたしません。

ただし、計画に沿って適正かつ円滑にサービスが提供されるためには、サービス担当者会議やサービス提供事業者との連絡調整に個人情報の提供が必要となります。そのために、事前に書面で同意をいただき、必要最小限の個人情報を使用させていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。

⑦ 医療機関等との連携・連絡調整

（1）利用者の入院時には、担当者の氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供いただくよ

う、利用者またはご家族に対し依頼しています。又、利用者またはご家族の意向を確認し、当事業所から当該医療機関の照会に応じます。

（2）介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受け、必要と認められた時は主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師にその情報を提供いたします。

（3）利用者が医療系サービスを希望している場合等は、この意見を求めた主治の医師又は歯科医師に対して、介護予防支援計画または介護予防ケアマネジメント計画を交付いたします。

⑧ 虐待の防止

（1） 虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止の為の指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催します。又その結果について担当職員に周知徹底を図ります。

（2） 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施いたします。

（3） 虐待の発生またはその再発を防止するための措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

⑨ 職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組み

適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした不適切な言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じます。

⑩ 非常災害時の対応

（1）非常災害時発生時において利用者に対する介護予防支援等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

（2）職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

⑪ 感染症の対応

（1）当事業所における感染症予防及び、まん延防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（2）当事業所における感染症予防及び、まん延防止の指針を整備します。

（3）職員に対し、感染症予防及び、まん延防止の研修及び訓練を定期的に実施します。

⑫ 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族および区の関係窓口に連絡、報告を行うとともに、必要な措置を講じます。

⑬ サービスについての相談・苦情受付窓口

当法人では利用者からのサービスに関する相談、苦情を解決するために苦情解決委員会を設置するとともに 、客観的で公平な苦情解決を行なうために第三者委員を設置しております。

事業所の窓口	東部地域包括支援センター 苦情受付担当者 電話番号 03(5319)8703 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時30分 土曜日 午前8時30分～午後4時30分
第三者委員	第三者委員に相談希望の場合は、苦情受付担当者までお申し出下さい。

当事業所以外での相談、苦情受付窓口

豊島区の窓口	担 当 豊島区介護保険課・高齢者福祉課 電話番号 03(3981)1111(代表) 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
東京都の窓口	担 当 東京都国民健康保険団体連合会介護相談窓口 電話番号 03(6238)0177 受付時間 平日 午前9時～午後5時

2026-04

⑭ 反社会的勢力の排除

(1)利用者、家族等は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)ではないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを保証していただきます。

(2)反社会的勢力からの不当要求、威圧、介入等があった場合、当事業所は警察・関係機関と連携し、職員および利用者その家族の安全確保を最優先として対応いたします。

(3)当事業所は、利用者と家族が反社会的勢力に該当すると判明した場合、または反社会的勢力の威力を用いて不当な要求行為等を行った場合は、何らの催告を要せず、直ちに契約の締結・更新・継続を拒否し、必要に応じて契約解除等の措置を講じるものとします。

(4)当事業所は、前項により生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。